

岩手県監査委員告示第23号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1（1） 監査対象機関名 農林水産部漁港漁村課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月30日から同年7月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年8月4日

（3） 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった契約について、課内会議において情報を共有し、課内職員への周知を行った。 今後は、委託業者との打ち合わせの内容を課内で共有する際に、確認体制を強化し、当初見積りから変更が見込まれるものについては、速やかに変更契約手続を実施し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局林務部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月29日から同月30日まで

イ 本監査実施日 令和5年8月2日

（3） 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが3件、2,930,684円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった納期限について、会計規則に定められている内容（送付の日から15日以内）の遵守を部内で共有した。 今後は、経理課と情報を共有し、チェック機能を強化することで、再発防止に努めることとした。